

**「福島県原子力損害対策協議会」**  
**原子力損害賠償に係る「指針」の追加等に関する緊急要望活動**  
**【結果概要】**

□ 日 時 平成25年11月18日（月） 16：50～18：25

□ 要望者 会 長 福島県知事 佐藤雄平  
副会長 福島県商工会連合会 会長 轡田倉治  
JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 副会長 大橋信夫  
福島県市長会 会長代理 桜井勝延(南相馬市長)  
福島県町村会 副会長 古川道郎(川俣町長)  
代表者会議構成員  
渡辺大熊町長、宮本富岡町長、松本檜葉町長、  
松本葛尾村長、遠藤川内村長、菅野飯館村長  
※ 浪江町、双葉町、広野町、田村市は代理出席(副町長等)  
※ 南相馬市長は市長会、川俣町長は町村会として出席

□ 内 容 ※ 要望活動順

会長（知事）から要望先に要望書を手交し、原子力損害賠償に係る「指針」の追加等に関する緊急要望を行った。

（要望項目）

- 1 原子力損害賠償に関する「指針」の追加・見直し
- 2 全ての損害に対する十分な賠償期間の確保
- 3 早期に帰還する住民が直面する困難に着目した賠償
- 4 風評被害対策に係る賠償
- 5 除染等に係る賠償
- 6 消滅時効への対応
- 7 賠償金の税制上の取扱い
- 8 国による支援施策の具体化、確実な実施

<p>1 原子力損害賠償紛争審査会 (16：50～17：25 文部科学省東館3階「3F1特別会議室」) 対応者：会長 能見善久</p>
---

※ 文部科学省(田中研究開発局長、田口原子力損害賠償対策室長代理、藤吉原子力損害賠償対策室次長)が同席



## 【会長（知事）】

- 特に6点を強く要請したい。

### ＜財物損害に係る賠償＞

- 土地、建物、機械設備等の財物の損害について、避難先等で住居や農地、店舗等を求めざるを得ない場合を含め、再取得が可能な賠償がなされるようにすること。
- 「住居確保損害(仮称)」の「賠償の対象となる場合」の定義について、全ての被害者が完全に生活を再建することができるようにすることを十分に配慮した上で、より明確に示すこと。
- 「住居確保損害(仮称)」の水準については、生活再建を考慮して最大限の引き上げを行うとともに、必要な支援施策について、国に提言を行うこと。また、算定方法の具体的な制度設計に当たっては、実費によらない方法も検討するなど住民に混乱や不公平、過大な負担を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにすること。

### ＜事故後6年後以降の賠償（避難指示の長期化に伴う賠償）＞

- 「避難指示の長期化に伴う賠償の考え方」における精神的損害については、地域の意向を反映し、対象となる地域を幅広く捉え、十分な賠償がなされるようにすること。

### ＜避難指示解除後の「相当期間」＞

- 「避難指示解除後の賠償が継続される「相当期間」の具体化」については、生活や事業の再建のために必要な期間を確保するとともに、地域ごとの特別な事情にも柔軟に対応できるようにすること。

### ＜営業損害、就労不能損害に係る賠償＞

- 「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害、転業や転職等に向けた追加的費用を含めた営業損害、就労不能損害の一括賠償等の対応がなされるようにすること。

## 【能見会長】

### ＜財物損害に係る賠償＞

- 土地、建物、機械設備への賠償については、生活の再建のため再取得が可能な額になるよう努力している。
- 建物は長い間使用できないことで価値が0まで減少するが、土地については元の土地が残っており、追加賠償を受けることによって新たな資産が形成される。土地を持っている人と持っていない人とで、ある種の不公平が生じることを危惧している。
- 農地と店舗はこれから議論する。別な場所に土地や店舗を新たに取得した場合は賠償の対象に入ってくると思うが、居住の本拠となる土地、建物と同じ基準になるかは分からない。営業損害の要素もあり、さらに議論を続けたい。



### ＜事故後6年後以降の賠償（避難指示の長期化に伴う賠償）＞

- 賠償の範囲を合理的に広く捉えようと考えている。

### ＜避難指示解除後の「相当期間」＞

- 田村市を念頭に検討している。避難している住民が多いなど、地域ごとに状況が違うという事情が十分に反映されるように考えている。

### ＜営業損害、就労不能損害に係る賠償＞

- 営業損害の「のれん代」「ブランド価値の喪失」については、本来の伝統的な議論でも損害に入っているのだから、「のれん代」が具体的にいくらとは言えないが、賠償の対象になると考えてよいと思う。
- 転業に向けた追加的費用も、一定の限度はあるが、基本的には賠償の対象になると考えている。
- 就労不能損害の一括賠償については、一定期間の賠償として3年なら3年分という一括賠償も考えられるかもしれないし、3年という細かい期間ではなく、全てを賠償するという一括賠償も考えられるかもしれない。

### ＜国による支援施策について＞

- 具体的に何を提言するかは人によって違うので、皆様と協議して知恵をお借りしたい。地域ごとに実態が違っているだろうから、私が推測してやるよりも、皆様から出された意見が重要かと思う。

## 【桜井副会長代理（市長会長代理、南相馬市長）】

- 20km圏内に対しては国が同じ避難指示を出したので、同じ賠償をしてほ

しい。戻って再建したい人や迷っている人が戻れる環境を賠償の基準に盛り込んでほしい。生活を再建するため、全ての人に同じ基準で賠償すべき。

**【渡辺大熊町長】**

- 事故後6年後以降の賠償について、地域の意向を十分に踏まえて、町村を分断することがないようにしてほしい。
- 住民のそれぞれの生活の再建に十分な賠償がなされるよう、早期に方向性を示してほしい。

**【宮本富岡町長】**

- 審査会での議論は対象者を帰還困難区域に特化した賠償のやり方になっており、町が賠償で分断される懸念がある。帰還困難区域、居住制限区域、解除準備区域それぞれ同じように底上げしてほしい。

**【遠藤川内村長】**

- 除染も進んでいるが、飲料水や生活水の確保が問題になっている。これが担保されないと解除には応じない。指針でしっかり対象としてほしい。

**【菅野飯舘村長】**

- 放射線への考えは人それぞれであり、色々なパターンに対して支援策を示して、最終的には個人の判断にお願いするのが一番いい方法だと思う。まずは国が申し訳なかったと謝ってから政策を出せば、みんなそれぞれ判断する。

**【轡田副会長（商工会連合会長）】**

- 機械設備等への財物賠償に関して、事業者の財物では土地、建物より機械設備の方がはるかに高額である。減価償却が終わった財物への賠償を20%とされてはどうにもならない。償却が終わっても10年、20年は使えるので、そこを考えてほしい。

**【大橋副会長代理（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会副会長）】**

- 風評被害の払拭に国として力をいれてほしい。

**【能見会長】**

- この地域に多くの人に戻り、活性化されることを最大の課題として臨みたい。お金がかかるので戻って再建ができないという人を精一杯救済したい。
- 戻る人に手厚く、戻らない人に薄くするというわけにはいかない。その間で相応の賠償を考えたい。
- 賠償の地域割りの問題は非常にセンシティブなので、十分に注意して自治

体の中であまり分断が無いようにしたいが、どこかで線を引かないといけな  
いところが出てくる。その線の外になったからといって賠償がゼロになるわ  
けではなく、ADRで個別具体的な事情を拾い上げられる。オールオアナッ  
シングではない。

～ここで能見会長は退席～

**【檜野浪江副町長】**

- 農業者の生活再建のためには家と同じように農地がなくてはならない。賠  
償でも生活再建ができるようにしてほしい。

**【文部科学省 田口室長代理】**

- 農地の再取得に関して、農林水産省において農地の紹介制度がある。農業  
者もまだ戻るかどうか決められないため、制度の利用も少ないようだ。

**【菅野飯館村長】**

- 戻るかどうか決めないから利用がないのではない。戻るかどうか判断する  
中で、支援策を早々と示せば、少しでも早く戻ろうとか、戻らないと思っ  
ていたがやっぱり戻るかなどを考える。そこが国と我々の考え方の違い。

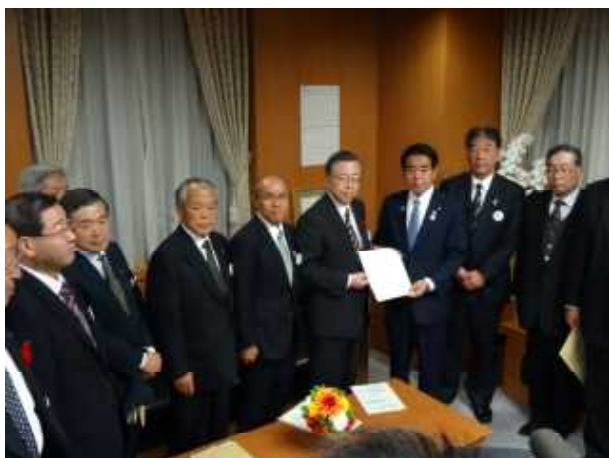
**【文部科学省 田口室長代理】**

- 何が賠償でできて、どんな支援をどこがやるか政府全体で考えていきたい。

## 2 文部科学省

(17:35～17:45 文部科学省東館11階大臣室)

対応者：大臣 下村博文



### 【会長（知事）】

- 特に4点を強く要請したい。
- 原子力損害賠償紛争審査会においては、被害の実情を継続的に調査・把握し、全ての損害について、被害の実態に見合った事故前の生活を取り戻すことのできる十分な賠償が最後まで確実、迅速になされるよう、「指針」の追加・見直しを適時・的確に行うこと。
- 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを「指針」に具体的に明記し、東京電力に対し深く認識させた上で、全ての損害の「賠償基準」にしっかりと反映するよう指導すること。
- 全ての損害について、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活や事業の再建など長期的な視点を踏まえた十分な賠償期間を確保させること。
- 東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても、時効に関する新たな法整備を速やかに行うこと。

### 【下村文科大臣】

- 「指針の追加・見直し」については、被災者の方に寄り添い誠心誠意やっていく。年内に指針として明確に示したい。
- 東京電力に対しては個別具体的な事情に応じて、さらにより丁寧に対応するよう指導する。
- 「消滅時効」については、自民党は（時効期間を）10年間とする議員立法を考えているが、文部科学省としてもそれにしっかり連携し、対応できるような体制にしている。法律として成立できるようにやっていきたい。

### 【会長（知事）】

- 東京電力に対して大臣からしっかり指導してもらいたい。指針に書かれていない色々な個別の問題がある。少なくとも指針は最小限の基準であると話をしてほしい。

### 【古川副会長代理（町村会副会長、川俣町長）】

- 避難区域は国が除染をしているが、そうでない地区の住民は「そっちばかり」となる。賠償でも、自主的避難に係る賠償の8万円の後は賠償されていない。全県民を対象にした賠償がもう一度必要ではないかと思う。

### 【菅野飯舘村長】

- 子供のことはものすごいボディーブローで効いている。まだ学校が再開していないところもあり、全国の700校程に転校している。これが戻ったときにどうなるのか。そこをぜひ真剣に考えてほしい。

### 【桜井副会長代理（市長会長代理、南相馬市長）】

- 先ほど審査会の能見会長に、20km圏に避難指示を出したのは国であり、すべて同じ賠償基準にしてもらわないといけない、線量に応じた避難指示ではなかったと話をした。このことを基本にしてもらいたい。
- 年代に応じて生きる時間が違う。70代80代でもう元のところに戻れないかもしれないと悩み続けている人に早急に手当をしないと、家族に対する希望も失うことになる。年代をしっかりと考えて平等性を担保することも必要ということを考えてほしい。

### 【渡辺大熊町長】

- 復興の遅れは生活再建の遅れに関わること。自立の道、生活再建に向けて早急に検討をお願いしたい。

### 【下村文科大臣】

- 誠心誠意しっかりとやりたい。

### 3 経済産業省

(18:10～18:25 経済産業省本館12階東7磯崎大臣政務官室)

対応者：大臣政務官 磯崎仁彦



#### 【会長（知事）】

- 特に3点を強く要請したい。
- 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを「指針」に具体的に明記し、東京電力に対し深く認識させた上で、全ての損害の「賠償基準」にしっかりと反映するよう指導すること。
- 「早期に帰還する住民が直面する困難に着目した賠償」について、旧緊急時避難準備区域も対象とし、早期に具現化を図ること。
- 個人や事業者が行う県内全域における財物の除染や検査の実施に要する費用について、確実、迅速に賠償がなされるよう、国が前面に立って明確な基準を早急に示すこと。

#### 【磯崎政務官】

- 知事をはじめ地元の自治体の首長さんに大勢きてもらい、この問題の大きさというか、賠償について不安を抱かせていることを本当に心苦しく思っている。
- 指針に掲載されているもの以外を一切認めないということではなく、個別具体的な状況に応じて相当因果関係があれば賠償が認められる。東京電力に対し、個別的な事情を勘案しながら対応するよう指導していく。
- 早期帰還者に対する賠償について、今月の11月8日に与党から第三次提言をもらったので、じっくり検討したい。
- 個人や事業者が行った除染にもきちんと対応するように知事から要望された。関係部署と検討をしていきたい。
- 放射性物質が付着した資材等の問題については、要望内容を踏まえて、東京電力にきちんと対応するよう引き続き指導していきたい。



**【遠藤川内村長】**

- 早期帰還者に対する賠償について、旧緊急時避難準備区域についても明確に示してほしい。
- 20kmから外でも戻ってこない人はいるし、戻ってきても放射線量等の不安は払拭されていない。帰還を促すためにも、新たな制度設計が必要。是非、審査会の指針の中に明記されるようバックアップしてほしい。

**【磯崎政務官】**

- 旧緊急時避難準備区域の方々に対して、賠償に限らず、広くトータルのきちんと対応策を検討していくことが必要だと考えている。

**【轡田副会長（福島県商工会連合会長）】**

- 風評被害への対策が非常に頭が痛い。大変な費用もかかり、東京電力にも相手にしてもらえないので指導してほしい。
- 先ほどの指針の問題でも、東京電力と話をすると今の話と全く違う。きつく指導してもらいたい。

**【磯崎政務官】**

- 風評被害については、我々の状況をきちんと主張していく努力は続けていかなければならないと思っている。

**【桜井副会長代理（市長会長代理、南相馬市長）】**

- 今回県内で実証栽培で米を作った。自分たちで迅速に除染した場合の費用等を東京電力に求めても全然対応されないなので、生活再建のため自ら除染に取り組んだ人に対して賠償するよう国から明確に言うべき。また、動機づけをするためには、作ったものを買って上げてもらえないと農家は作る気にならない。それも議論してほしい。
- 旧緊急時避難準備区域も旧警戒区域も国が避難指示を出しており、原発事故を起こした以上は東電と国が責任をもって支援すると強い形で示してもらいたい。早期にこういう手当をしると東電に指示してほしい。経産省だからこそできる支援をぜひお願いしたい。

**【大橋副会長代理（JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会副会長）】**

- もらった損害賠償金に対してなぜ税金がとられるのかとの反発が大変大きくなっている。

**【桜井副会長代理（市長会長代理、南相馬市長）】**

- 政府のメッセージとして、指針もそうだし、産業を成り立たせることに政

府が責任を持つと示してほしい。国が避難をさせたのだから、戻りたいときに全面的に国が支援をするという立場でメッセージを出してほしい。

**【知事】**

- 原子力災害は様々なところで拡大しており、その対策の中で賠償が一番大事。実態に見合った対応が必要だ。